

【令和8年度児童扶養手当現況届に関するお知らせ】

児童扶養手当を受給されている方のうち、

令和7年12月31日時点で

19歳～22歳のお子様を育てている皆様へ

特定親族特別控除を受けている方は、
課税証明書等(控除額の記載があるもの)
の提出が必要です。

令和7年12月31日時点で、下記の条件◆をすべて満たす親族と
生計を一にしている場合、所得控除を受けられます。

◆年齢**19歳以上22歳以下** ◆合計所得金額が**58万円超123万円以下**

児童扶養手当については、**令和9年1月支給分**以降の手当額の算定から適用されます。控除が適切に反映されないと正しい手当額が算定できない場合があります。

手続きが必要な場合があります。以下の情報をご確認ください。



■手続きが必要な方

特定親族特別控除を受けている方で、
令和8年1月1日に住民票がある市町村と

令和8年8月に現況届を提出する市町村が異なる場合

必要な手続き▶現況届と一緒に、**令和8年の課税証明書等**の提出をお願いします。
課税証明書等の取得方法(窓口・郵送・電子申請)・手数料等は、市町村によって異なります。詳細は令和8年1月1日に住民票がある市町村のホームページでご確認ください。
※**提出が間に合わない場合**には、**事前**にご連絡ください。

■手続きが不要な方

特定親族特別控除を受けている方で、令和8年1月1日に住民票がある市町村と令和8年8月に現況届を提出する市町村が**同じ場合**

(市町村で確認を行うため、提出の必要はありません。)